

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和5年12月20日 鏡石町農業委員会第5回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホームに招集された。

記

- 1 招集告示 令和5年12月 8日 (金)
- 2 会 期 令和5年12月20日 (水) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和5年12月20日 (水) 午後1時30分
閉 会 令和5年12月20日 (水) 午後2時06分

4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室

5 招集委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 吉田 功一君 | 8番 込山 信雄君 |
| 12番 斎藤 博仲君 | |

6 出席委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 吉田 功一君 | 8番 込山 信雄君 |
| 12番 斎藤 博仲君 | |

7 欠席委員

なし

8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 倉田 知典 主事 小田 川 翼

9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第 3 号 現況確認証明申請について
報告第 1 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

開会 午後1時30分

事務局 定刻になりましたので、ただいまから第5回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。5年度も残り10日ということで、我々委員会の定例総会も今年最後になりますので、来年も皆さんには様々な事業に参加していただけるよう頑張っていただけだと思います。

また、本日は終了後に、農地パトロールと言うことで、例年は11月に実施していましたが、今年度は様々な活動が重なってしまったので今回は12月に行いますのでよろしくお願いします。

最後に、本日は、議案3件、報告1件となりますのでご審議よろしく願いいたします。

事務局 議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。
欠席者については、皆無です。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

議長

(異議なし)

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

議長

「1番 大塚 光法 委員」「2番 根本 竜太郎 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議長

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり所有権移転の許可申請があったので、適否の決定を求める。

事務局 こちらにつきましては、全部で3件ございます。
まず番号1、譲受人が規模拡大を目的に譲渡人から所有権移転をする物で
ございます。
また番号2につきましても、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による
所有権移転。
番号3についても、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小となっております。
なお、地番、面積、位置図については記載の通りでございます。
説明は以上です。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 暫時、休議します。

議長 (休議 13:39)
(開議 13:43)

込山
推進委員 休議前に引き続き会議を開きます。
議案第1号について説明が終わりました。
それでは、地元委員の意見を求めます。

8番 込山推進委員

議長 議案第1号 番号1～2 農地法第3条第1項の規定による許可申請につ
いての現地調査は、12月7日(木)、白澤委員、稲田委員と実施しました。
代理人 渡辺行政事務所と面会し、譲受人が譲渡人より農地を譲り受け、
規模拡大をする申請内容であることを確認しました。
2件とも所有権移転に間違いがないことを確認しました。
皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて12番 斎藤推進委員

議長 議案第1号 番号3 農地法第3条第1項の規定による許可申請につ
いての現地調査は、12月6日、大塚委員と実施しました。
代理人 角田行政事務所と面会し、譲受人が譲渡人より農地を譲り受け、
規模拡大をする申請内容であり、耕作するための所有権移転に間違いがないこと
を確認しました。
皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

事務局 (質疑・意見なし)

質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定
による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めま
す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可適当と決定しました。

次に議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議 長 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、鏡石町から意見を求められたので、利用権の設定等を受ける物に係る資格の適否の意見を求める。

番号1になります。賃借権となり、合計4筆を10aあたり米0.5俵での貸し付けで、期間は5年間となります。

議 長 番号2についても、賃借権となり、1筆を10aあたり米0.5俵での貸し付けで、5年間となります。

議 長 続いて番号3、こちらも賃借権となり、3筆を10aあたり米1俵で5年間の貸し付けです。

番号4についても、2筆を10aあたり米1俵で5年間野かしつけとなります。

事務局 なお、地番、面積、位置図及び経営状況については記載のとおりです。

次のページには、概要書がございますので、ご覧ください。

説明は以上です。

ここで、議事参与の制限について申し上げます。

議案第2号 番号2については「7番 面川 祐吉委員」の案件です。

農業委員会等に関する法律第31条及び鏡石町農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限に該当します。

本件の審議及び裁決については、7番 面川 祐吉委員は退席願います。

暫時、休議いたします。

(休議 13:53)

面川委員 退席

(開議 13:54)

ただ今から、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

暫時、休議いたします。

(休議 13:54)

(開議 13:56)

休議前に引き続き会議を開きます。

議 長

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、計画に賛成の方の挙手を求めます。

込山
推進委員 (挙手全員)

挙手全員でございますので、議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定については、計画に賛成と決定しました。

暫時、休議いたします。

(休議 13:57)

面川委員 入室

(開議 13:57)

休議前に引き続き会議を開きます。

議長 次に議案第3号 現況確認証明申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤
推進委員 議案第3号 現況確認証明申請について、次のとおり申請があったので、
非農地とすることの適否の決定を求める。

全部で9件ございました。

番号1について、久来石南地区

番号2～5について、鏡田かげ沼町地区

また、番号6～8について、鹿島地区

番号9について、東鹿島地区 となります。

議長 こちらについては、長年にわたり耕作されておらず、雑木が生えるなど山林化及び原野化しており、農地への復元は困難である。また、復元したとしても継続指定営農される見込みはないことを確認しました。

なお、地番、面積、位置図については記載のとおりです。

以上、説明を終わります。

議長 議案第3号について説明が終わりました。
それでは、地元委員より意見を求めます。

1番 吉田推進委員

議長 議案第3号 番号1 についての現況確認は、12月7日(木)、私のほか、農業委員の菊地会長、藤島委員、事務局 倉田事務局長、小田川主事の5名で実施しました。

現地は長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 続いて8番 込山推進委員

議案第3号 番号2～9 についての現況確認は、12月7日（木）、私のほか、農業委員の白澤委員、稲田委員、事務局 小田川主事の4名で実施しました。

現地は、長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただ今から、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・意見がないようですので、議案第3号 現況確認証明申請について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、議案第3号 現況確認証明申請については、非農地と判断することに決定しました。

議長 次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、次のとおり農地転用届出があり、受理したので報告する。

こちらにつきましては、譲受人が譲渡人へ所有権を宅地・用地として移転するもので、用途区分が第1種低層住宅専用地域に該当され、都市計画法の第29条1項1号開発許可不要となりますので、届出として受理いたしました。

なお、地番、面積、位置図については記載のとおりです。

以上、報告いたします。

ただいまの報告第1号について、事務局の朗読説明が終わりました。

報告第1号について、報告とおりに承認することに御異議ございませんか。

（発言なし）

御意見、御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出につきましては、報告のとおり、これを承認することに決定いたしました。

その他の件については、委員のみなさんからご発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

ないようですので、以上をもちまして、
鏡石町農業委員会第5回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時 06 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 1 番 印

署名委員 2 番 印